

分類	主な意見の概要	事業者の見解
陸域生態系（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の環境保全処置は、人工洞の設置や樹木の植栽をあげているが具体的な内容とその効果の予測も明らかにする必要がある。 ・コウモリ類についての記載で、洞窟の破壊、また採餌場所としての樹林が消失する代償措置として植栽、人工洞の設置を挙げているが、具体的な方式・位置の記載、実現性の保証がなく、有効かどうかの根拠もなく、カンムリワシに対する「環境保全措置」と同じく、事後調査に先送りしている。 ・出産保育期及び冬眠時期の工事は、「専門家の意見を踏まえて工事を進める」のであれば「影響が低減される」とするのは不可能であるからこれらの時期の工事は中止すべき。 	(前頁から続く)
	<ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の餌場の確保のため、空港予定地周辺の餌場となりうる場所について、緑地の確保を関係機関に要請するとあるが、要請だけで確保出来るか。 ・コウモリ類の餌場の確保のため、緑地の確保を関係機関に要請するとしているが、要請だけでは餌場が確保されたことにならない。担保として確保する緑地の面積を明記しなければ、影響が低減されたとは言えない。 ・餌場の確保について、関係機関に要請するとあるが、保証は無い。保全するつもりなら買い取り等の対策を行うべき、対策がないなら、餌場の影響は低減されると書くべきでない。 ・周辺の緑地の公有地化等、緑地を確実に担保する手段とその面積を明記しないと評価ができない。 	<p>コウモリ類への保全措置としては、採餌場や洞窟間の移動経路を確保するため、A洞窟及びD洞窟周辺の樹林とカタフタ山、タキ山周辺の樹林との連続性を保つことや、付替農道沿いに樹木を植栽することによって海岸林へいたる連続性を保ちます。事業実施区域周辺の餌場となりうる場所については緑地の確保を関係機関に要請してまいります。また、A洞窟及びD洞窟の洞口周辺の樹林を維持します。以上の保全措置を講ずることにより、保全目標の「A洞窟及びD洞窟を含めた事業実施区域周辺の個体群が存続する」ものと考えています。</p>